

(別紙)

A 地方上級・大卒コース 第Ⅰ期入学者の校納金分納制度についてのお知らせ

今年の秋以降に実施される大分市、別府市、各市町村などの公務員試験を受験し、それらの試験に不合格の場合に第Ⅱ期(1月～)から入学しようと考えている方へおすすめの制度です。

校納金分納制度とは、本来一括納入すべき校納金を2回に分けて納入する制度です。この制度は第Ⅰ期入学者のみに適用されます。秋の試験の結果を待って第Ⅱ期に入学をする場合、第Ⅰ期の講義を受けることができず合格の可能性が格段に下がることから、特例として校納金の分納を認め、第Ⅰ期の講義を受けられるようにしたものです。この制度を利用した場合、入学時に校納金40万円を納め、今秋の公務員試験に合格ならば12月で学習終了となります。不合格ならば残りの校納金38万5千円を納付し、学習が継続できます。是非ご利用ください。

来年夏の公務員試験合格をより確実にするためには第Ⅰ期の受講が大変重要となります。この制度を利用しての10月入学をおすすめします。

※ 分納制度をご利用の場合は、面談の際、その旨お申し出ください。

校納金分納制度

